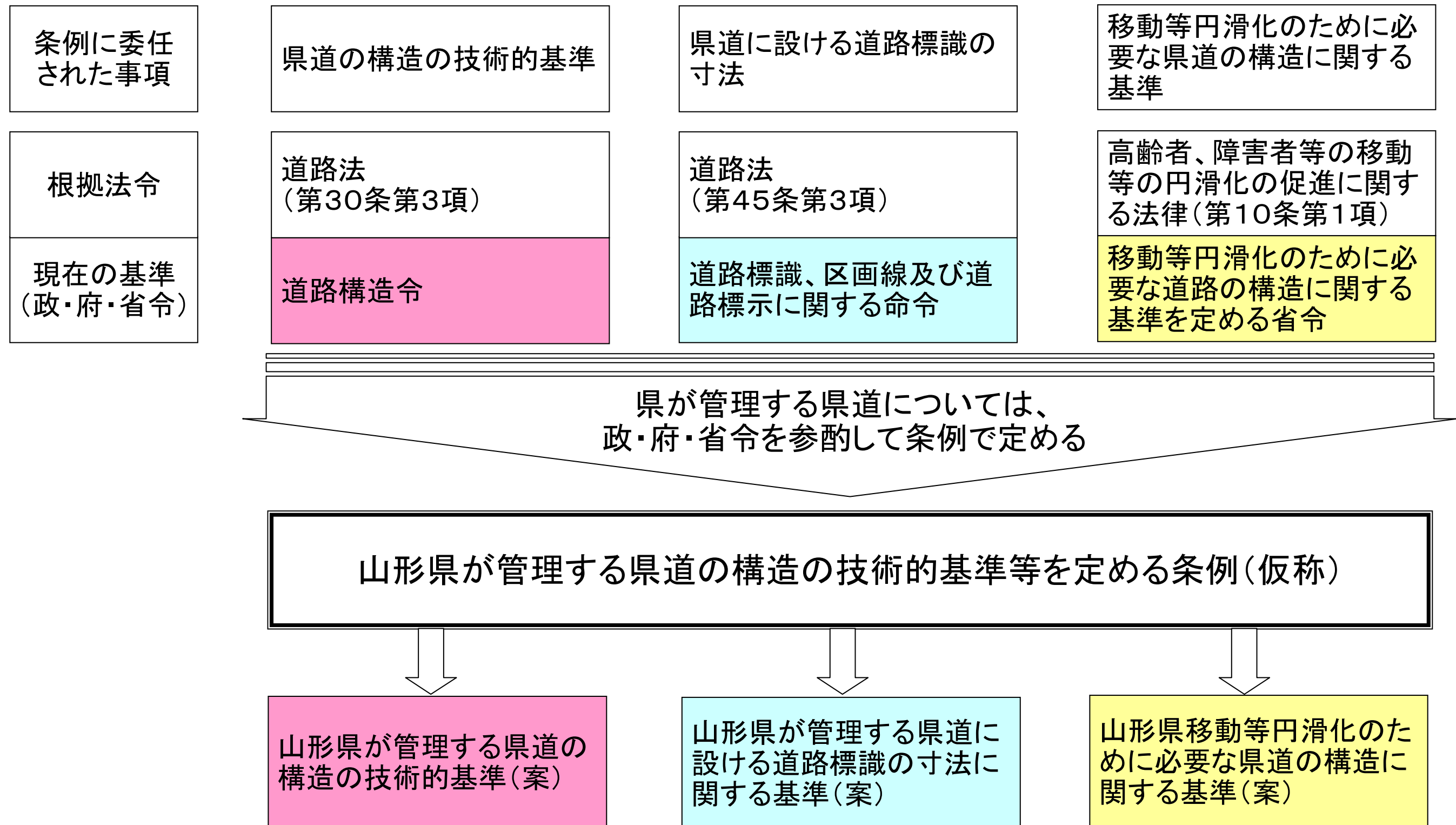


地域主権改革一括法に伴う道路関係法令の改正により条例に委任された事項

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号及び法律第105号)の施行に伴う、「道路法」および「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、これまで国が全国一律に定めていた都道府県道及び市町村道の技術的基準等を各地方公共団体の条例で定めることとなった。



山形県が管理する県道の構造の技術的基準（案）

1 「道路法」の規定

（道路の構造の基準）

第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。（中略）

2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。（政令：道路構造令）

2 県条例の対象

構造に関する事項	条例委任	道路構造令の規定
—		第1条(趣旨)、第2条(用語の定義)、第3条(道路の区分)
①通行する道路の種類に関する事項	対象外	第4条(設計車両)
②幅員	○	第5条(車線等)、第6条(車線の分離等)、第7条(副道)、第8条(路肩)、第9条(停車帯)、第9条の2(軌道敷)、第10条(自転車道)、第10条の2(自転車歩行者道)、第11条(歩道)、第11条の2(歩行者の滞留の用に供する部分)、第11条の3(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)、第11条の4(植樹帯)
③建築限界	対象外	第12条(建築限界)
④線形	○	第13条(設計速度)、第14条(車道の屈曲部)、第15条(曲線半径)、第17条(曲線部の車線等の拡幅)、第18条(緩和区間)、第22条(縦断曲線)
⑤視距	○	第19条(視距等)
⑥こう配	○	第16条(曲線部の片勾配)、第20条(縦断勾配)、第21条(登坂車線)、第24条(横断勾配)、第25条(合成勾配)
⑦路面	○	第23条(舗装)
⑧排水施設	○	第26条(排水施設)
⑨交差又は接続	○	第27条(平面交差又は接続)、第28条(立体交差)、第29条(鉄道等との平面交差)
⑩待避所	○	第30条(待避所)
⑪横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設	○	第31条(交通安全施設)、第31条の2(凸部、狭窄部等)、第31条の3(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)、第33条(防雪施設その他の防護施設)
⑫橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度	対象外	第35条第2項(普通道路の設計自動車荷重)、第3項(小型道路の設計自動車荷重)

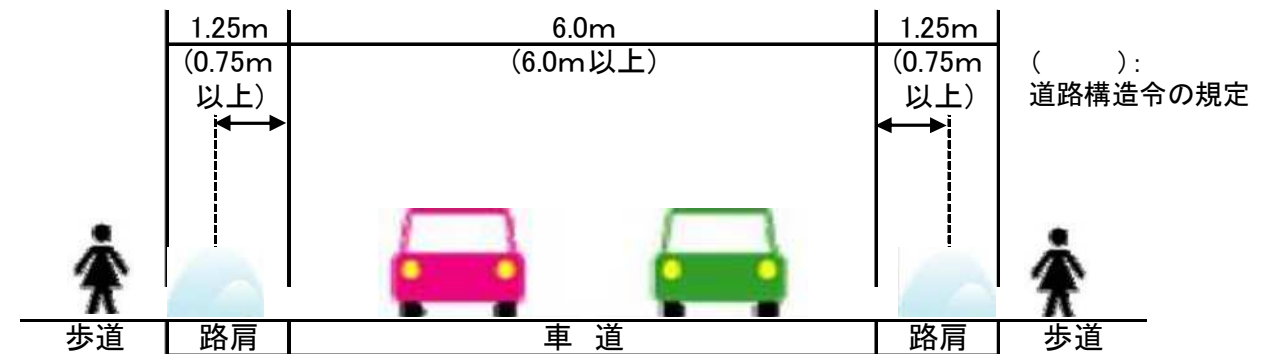
構造に関する事項	条例委任	道路構造令の規定
⑬前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項	○	第32条(自動車駐車場等)、第34条(トンネル)、第35条第1項、第4項(橋、高架の道路の構造)、第36条(附帯工事等の特例)、第37条(区分が変更される道路の特例)、第38条(小区間改築の場合の特例)
自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路 歩行者専用道路	⑭幅員	○
	⑮建築限界	対象外
	⑯線形 ⑰こう配	○
	適用除外	○
		第39条第1項～第3項(自転車専用道路、自転車歩行者専用道路の幅員)第40条第1項～第2項(歩行者専用道路の幅員) 第39条第4項(自転車専用道路、自転車歩行者専用道路の建築限界)第40条第3項(歩行者専用道路の建築限界) 第39条第5項(自転車専用道路、自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造)第40条第4項(歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造) 第39条第6項(3条～37条、38条の一部の適用除外)第40条第5項(3条～11条、11条の3～38条第1項の適用除外)

3 条例制定に向けた考え方

○安全かつ円滑な交通を確保するため、国で定めた政令（道路構造令）を基本とします。

○県内全域が豪雪地帯に指定されている本県の地域特性を考慮し、独自の規定を明記します。【路肩の幅員】

例（第3種第3級の道路）



項目	政令	県基準(案)
路肩の幅員	路肩の幅員は、道路の区分に応じ、最低でも0.5m以上とする。	冬期間の道路利用者の安全性及び利便性を確保するため、「路肩には、地域の実情に応じて、除雪による堆雪幅を確保する。」旨を規定します。

山形県が管理する県道に設ける道路標識の寸法に関する基準（案）

1 「道路法」の規定

(道路標識等の設置)
第四十五条

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

2 内閣府令・国土交通省令の規定

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

◎命令の内容

(1)道路標識 (2)区画線 (3)道路標示

(条例で寸法を定める道路標識)

第三条の二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。)とする。

3 県条例の対象

種類	内容の例	条例委任
案内標識	市町村名、方面・方向距離、主要地点、著名地点	○
警戒標識	落石注意、学校あり、踏切あり、交差点あり	○
規制標識	最大幅、重量制限、駐車禁止、最高速度	対象外
指示標識	横断歩道、停止線、中央線	対象外
補助標識	通学路、区間内、踏切注意	○*

規定事項	条例委任
表示(デザイン)	対象外
寸法(標示板の寸法)	○
色彩	対象外
文字の形	対象外
文字等の大きさ	○
車両の種類略称	対象外

※案内標識、警戒標識に附置する補助標識が対象

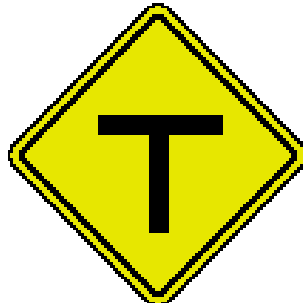

県が管理する県道に設置する、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(柱の部分は除く)の標示板の寸法及び文字等の大きさ

4 条例制定に向けた考え方

○安全かつ円滑な交通を確保するため、国で定めた府・省令(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令)を基本とします。

○高齢化社会に配慮し安全確保のため独自の規定を明記します。

【警戒標識の標示板の寸法・案内標識の文字等の大きさ】

項目	府令・省令	県基準(案)								
標示板の寸法 (警戒標識) 	寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。	図示の寸法の1.3倍を標準とする基準を設けます。								
文字等の大きさ (案内標識) 	【設計速度に応じて大きさが規定されている文字】 文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。	設計速度によらず、文字の大きさの標準を30cmとする基準を設けます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度(km/時)</th> <th>文字の大きさ(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70以上</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>60・50・40</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>30以下</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度(km/時)	文字の大きさ(cm)	70以上	30	60・50・40	20	30以下	10	
設計速度(km/時)	文字の大きさ(cm)									
70以上	30									
60・50・40	20									
30以下	10									

山形県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準（案）

1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の規定

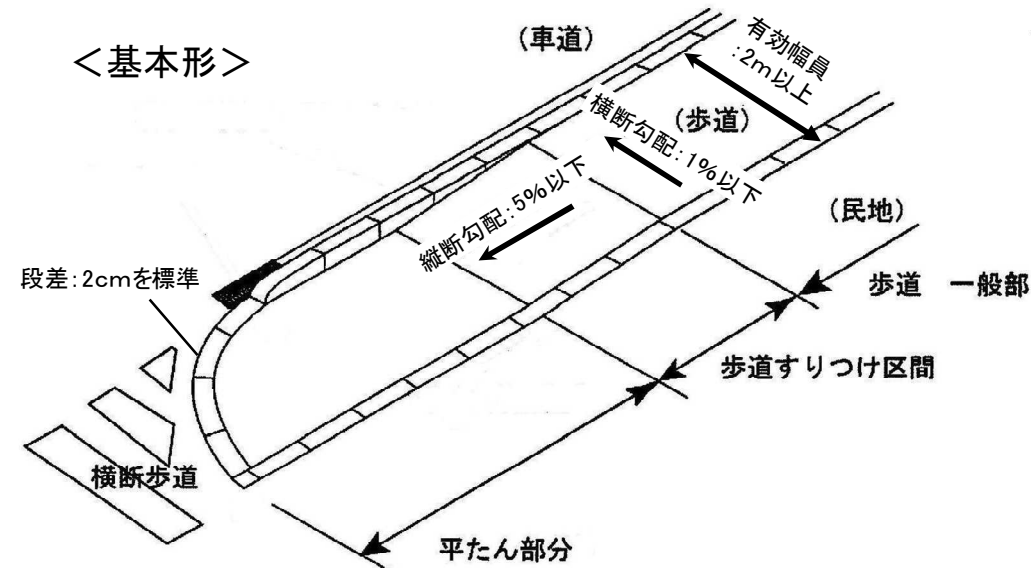
(道路管理者の基準適合義務等)
 第十条 道路管理者は、**特定道路**の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(中略)を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する**条例**(国道(中略)にあっては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に**適合**させなければならない。
 2 前項の規定に基づく**条例**は、主務省令で定める基準を**参酌**して定めるものとする。

2 国土交通省令の規定

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

◎基準の内容

(1)歩道等(歩道、自転車歩行者道)



- (2)立体横断施設
- (3)乗合自動車停留所
- (4)路面電車停留場等
- (5)自動車駐車場
- (6)移動等円滑化のために必要なその他の施設等
 - ・案内標識
 - ・視覚障害者誘導用ブロック
 - ・休憩施設
 - ・照明施設
 - ・防雪施設

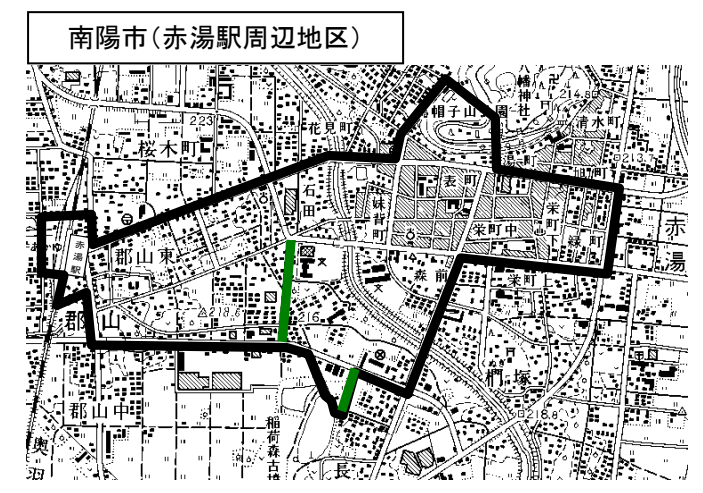
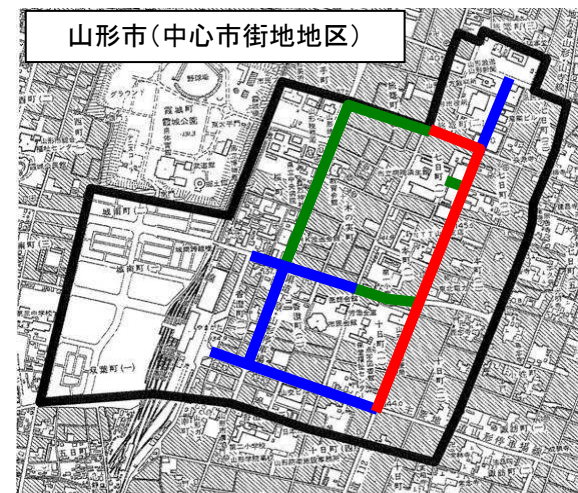
3 県条例の対象道路

「特定道路」とは

生活関連施設(旅客施設、官公庁施設等)を相互につなぐ経路のうち、多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われ、国土交通大臣がその路線及び区間を指定した道路。

○現在、特定道路のある市町村 ⇒ 2市(山形市・南陽市)

※ 県道の該当は、山形市のみ



- : 重点整備地区
- 市町村が定める、移動等の円滑化を図ることが必要な一定の地区
- (Red) : 特定道路(国道)
- (Blue) : 特定道路(県道)
- (Green) : 特定道路(市道)

4 条例制定に向けた考え方

○省令(道路移動等円滑化基準)に準拠します。(なお、路面電車停留場等の規定は定めません。)

- ・省令は、全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を目指した整備を行う基準として定められている。
- ・接続する国道や市道との構造的な連続性を確保する。